森の里一丁目建築協定書

建築協定

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)

第69条及び厚木市建築協定条例(昭和38年厚木市条例第43号)の規定に基づき、第4条に定める協定区域内における

建築物の敷地、形態及び意匠に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号に定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は、森の里一丁目建築協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定区域及び協定区域隣接地)

第4条 この協定の対象となる区域(以下「協定区域」という。)及び協定区域隣接地は、別に添付する図面に表示する区域とする。

(地区)

第5条 前条件に定める区域を次の地区(別添区域図)に区分する。

- (1) 戸建住宅A地区
- (2) 戸建住宅B地区
- (3) 中層住宅C地区

(協定の締結)

第6条 この協定は、協定区域内の上地の所有者(法第77条の規定により土地の所有者とみなされる借主を含む。)

並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者(以下「所有権者等」という。)全員の合意により締結する。

(協定の効力)

第7条 この協定は、その効力が生じた日以後において協定区域の土地の所有権者等となった者に対しても、 その効力があるものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更 しようとするときは、

協定者(協定区域内の所有権者等をいう。以下同じ)全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(建築物等の制限)

第9条 建築物の敷地に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 協定区域においては敷地の地盤高は変更しないこと。又、敷地の斜面地部分並びに擁壁の形態及び構造は、変更しないこと。

ただし、第14条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)の承認を得たものについては、この限りでない。

- (2) 戸建住宅B地区において敷地は、分割することを禁止する。
- 2 建築物の形態等に関する基準は、次の各号に定めるところによる。
- (1)建築物の屋根及び外壁の色彩は、極端な原色を避け、周囲との調和に配慮すること。
- (2)敷地の周囲に囲いを設置する場合、生垣は高さ1.2m以下の透視可能なフェンス、鉄柵等とする。
- 3 敷地の緑化に関する基準は、次の各号に定めるところによる。
- (1)敷地内は環境に応じた植樹に努め敷地と道路の間に植樹桝の設けられている敷地においては当該部分に、

その他の敷地においては入口付近に樹木を植樹するように努めること。

(2)植樹した樹木が良い街並環境を保持するよう剪定、病害虫の防除、施肥等を必要に応じ行い枯死した場合には

補植するよう努めること。

4 協定区域内における広告物の設置については認めない。ただし、その面積の合計が1㎡以内でかつ、 運営委員会の承認を得たものについては、敷地内に設置する事ができる。

(委員会の同意)

第10条 協定者は協定区域内に建築物を建築しようとする場合は運営委員会に計画概要書を提出し同意を得るものとする。

- 2 法による建築物の確認申請を提出する場合は、前項の同意を得てから行うものとする。
- 3 第1項の計画概要書が提出された場合、運営委員会は前条に適合していることを審査し提出された日から 起算して

30日以内にその結果を通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 運営委員会の委員長は運営委員会の決定に基づき第9条又は第10条の規定に違反した所有権者等 (以下「違反者」という。)に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間を設け、 当該違反行為を是正するために必要な措置をとるよう請求するものとする。

2 前項の請求があった場合において、違反者は、遅滞なくこれに従わなくてはならない。

(裁判所への提訴)

第12条 前条第1項に規定する請求があり当該違反者がその請求に従わないときは運営委員会の委員長は、その強制履行又は当該違反者の費用をもって第三者にこれを行わせることを裁判所に請求することができる。 2 前項の提訴手続等に要する一切の費用は、当該違反者の負担とする。

(信義、誠実の原則)

第13条 協定者から協定の各事項又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には運営委員会が 誠意をもって対応する

ものとする。

(委員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、運営委員会を設置する。

2 委員会の運営、組織等の必要な事項は、別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から5年とする。

2 この協定に関して、期間満了前に協定者の過半数から異議等の申出がない場合は、期間満了の翌日から 起算して更に5年間

同一条件により協定は、更新されるものとし、以後この例による。

- 3 有効期間中に行われた違反者の措置に関しては、期間満了後も、なおその効力を有するものとする。 附則
- 1 この協定は、市長の認可公告のあった日からその効力を生じる。
- 2 本協定書は、これを3部作成し、2部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

森の里一丁目建築協定の手続き 書式ページへ書類を記載しています。